

令和8年第3回定例会 建設環境委員会 議案審査経過報告書

議案第58号 狹山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

○粗大ごみの事前納付方式への変更により、排出者の立会いが不要となるが、料金不足や規定に合わない排出があった場合の確認・対応はどのように行うのか。

●委託収集員が確認し、料金不足等の場合は案内通知をポスティングするほか、在宅であれば近隣のコンビニエンスストア等で不足分を納付してもらうなど、可能な限り当日に収集できるよう検討している。

○粗大ごみを複数まとめて排出した場合の取扱い。また、制度変更に伴う市民・事業者への周知はどのように行うのか。

●複数品の取扱いは他市の状況等も踏まえ算定方法を検討する。周知は広報紙、公式ホームページ、ごみ分別アプリ、環境センターでのチラシ配布のほか、商工会議所、工業会、一般廃棄物許可業者等と連携して行う。

○事業系一般廃棄物の手数料を10キログラム当たり240円から350円へ改定する算定根拠と、他市との比較は。

●過去10年間の平均処理経費を平均処理量で除し、受益者負担率100%を乗じ、近隣自治体との均衡にも配慮して350円とした。ダイアプラン構成市でも50%程度の増額を見込んでおり、均衡は図られていると認識している。

○粗大ごみ収集の手数料改定による市民負担について、どのような配慮を行ったのか。

●家庭系の持込みごみは、処理原価が現行手数料を上回っていないことから料金を据え置いており、その点を配慮したものと認識している。

○持込みが困難な市民への配慮として、土曜日の受入時間の拡大や休日受入れなども検討されたい、との意見。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第59号 令和8年度狹山市一般会計補正予算（第2号）歳出8款土木費並びに歳出に関する歳入16款国庫支出金

○民間建築物耐震改修等促進助成事業費について、今回の補正により何件の利用を見込むのか。

●当初は耐震診断1件、耐震改修工事1件を見込んでいたが、補正では耐震診断3件、耐震改修工事1件を見込んでいる。

○申請が増加している状況をどのように分析しているのか。

●7月までに耐震診断4件、耐震改修工事1件を受け付け、さらに無料耐震診断3件の申込みがある。全国で地震が頻発し、早期の耐震化を希望する声もあることから、速やかに対応するため70万円を補正するものである。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第64号 市道路線の廃止について

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第65号 市道路線の認定について

○圏央道狭山日高パーキングエリアの拡張に伴い新たに認定する市道について、維持管理を行う所管は。

●道路維持課と建設総務課で管理する。

○大型車両の通行や交通量の増加も想定されるが、適切な維持管理に向けてどのように対応するのか。

●定期的なパトロールにより舗装状況等を確認し、不具合には適宜対応する。また、のり面についても管理用通路から目視点検等を行い、必要な修繕を実施して機能を保持する。

○道路新設に伴う雨水について、排水先は確保されているのか。

●道路側溝等で集水し、最終的には下水管を通じて入間川へ流す構造としている。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第66号 令和7年度狭山市一般会計歳入歳出決算認定について 歳出2款総務費、4款衛生費及び8款土木費並びにこれらの歳出に関する歳入15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支

出金、18款財産収入及び22款諸収入

2款総務費 について

質疑なし。

4款衛生費 1項保健衛生費5目環境対策費～7目上水道事業費 2項清掃費 について

○第3次環境基本計画の進捗を確認する観点から、市域の温室効果ガス排出量と、市民1人1日当たりの燃やすごみの量は。

●温室効果ガス排出量は、県から2年遅れで公表される令和5年度値で87万5,300トンCO₂であり、目標値までは開きがある。市民1人1日当たりの燃やすごみ量は当該年度374.8グラムで、2031年度目標に向け順調に減少している。

○クリーンエネルギー推進補助事業について、産業部門の温室効果ガス排出量が大きい中、事業者向け補助等の利用実績が低いことをどのように捉えているか。

●当該年度は地域の金融機関を通じた企業への働きかけがうまく機能していなかったことが一因と考えている。

○産業部門が温室効果ガス排出量の約4割を占めることを踏まえ、事業者への取組を強化されたい、との意見。

○PFOS・PFOAについて、久保川及び井戸の調査結果と、調査に要した費用は。

●久保川は令和7年12月が指針値以下、6月が指針値を上回った。井戸は令和8年2月に12地点を調査し、5地点が指針値以内、7地点が指針値を超過した。久保川の水量が季節により異なることが結果に影響していると推測している。調査費は142万1,970円で、一般財源で実施した。

○省エネエアコン普及促進補助事業費について、当該年度の実績と事業効果は。また、申請上限に達した時期と、令和8年度に事業を実施しなかった理由は。

●国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、省エネ性能の高いエアコンの購入費を1世帯1台、最大4万円まで補助し、500件の申請があった。予算額2,000万円の上限に達し、10月末で終了した。令和4年度から計2,114台、8,000万円を補助しており、問合せのペースも落ち着いたことから一定の役割を果たしたとして、令和8年度は実施を見送った。

○省エネ普及促進補助事業については、市民の需要や事業効果を検証し、必要に応じて再開を検討されたい、との意見。

○埼玉県合併処理浄化槽普及促進協議会の目的と、当該年度の協議内容・開催回数は。

●各市町村が連携し、生活排水による河川汚濁を防ぐため、合併処理浄化槽の普及促進と単独処理浄化槽からの転換を推進することを目的とする。浄化槽の整備促進や適正な維持管理等を協議し、県への要望活動や研修等を行っており、通常総会は毎年5月に1回開催している。

○浄化槽は災害時にも有用であることから、防災の視点で危機管理部門や下水道部門とも連携し、避難所への設置などについて協議を進められたい、との意見。

○狂犬病予防注射について、接種率向上のため当該年度に行った取組は。

●ホームページや広報紙、動物病院での啓発に加え、11月頃に未接種犬の飼い主へ、予防接種が義務づけられていること等を知らせるはがきを送付した。

○飯能斎場管理費負担事業について、当該年度の施設整備の進捗状況は。

●当該年度は新斎場建替えに伴う基本設計を進め、実施設計に着手した。令和8年度からの都市計画変更手続や造成工事へ円滑に移行できるよう準備を進めた。

○不法投棄物処分委託料が前年度決算に比べ大幅に増加した理由は。

●奥富環境センターで処分できない処理困難物等に加え、これまで処分できず保管していたものを処分するとともに、長年の廃棄物保管により路面が波打っていたストックヤードを整地したことによるものである。

○廃棄物減量等推進員を委嘱したことによる、ごみ減量推進への効果は。

●当該年度は232名を委嘱し、初年度の推進員には研修会を実施した。推進員には、市と地域をつなぐ役割として、ごみの減量・分別・リサイクルの啓発や実践、集積所の調査などに取り組んでいただいたほか、小型電化製品の分別区分の変更を独自に地域へ周知した事例もあった。こうした活動により、分別意識やごみ出しマナーを維持し、ごみの減量化や集積所の整頓などの成果が得られたと認識している。一方、現行の仕組みには課題があると認識している。

○小型電化製品の分別区分を変更した背景と、その効果は。

●バッテリー内蔵製品が原因とみられるごみ処理施設や収集車両の火災事故防止のため、小型電化製品の分別品目を追加した。当該年度中は収集・処理施設で火災事故は発生せず、小型電子機器の有価物としての引渡し量が増え、ごみ処理量の減少にもつながった。

○リチウムイオン電池等に起因する火災事故を防止するため、小型電化製品等の適正な分別・排出方法について、市民へのさらなる周知徹底に取り組まれない、との意見。

○ボトルとボトル事業を開始した効果は。

●化石燃料から新たなペットボトルを製造する場合と比べて温室効果ガス排出量の削減につながるほか、リサイクル先の見える化や事業者との協働による啓発を通じ、市民のリサイクルへの理解やごみの減量・分別意識の向上につながっていると捉えている。

8 款土木費について

○住宅等耐震改修促進助成事業補助金が前年度より減少し、民間建築物危険ブロック塀等改修事業補助金が増加した要因は。

●住宅等耐震改修促進助成は、能登半島地震後の令和6年度に問合せ・申請が増加した反動で当該年度は減少した。ブロック塀補助は、所有者へ積極的に働きかけた結果、15件の申請があり、実績額が増加した。

○道路施設等包括的民間管理委託を実施した効果と、初年度の実績から見えた課題は。

●苦情・要望の直接受付、定期巡回による不具合の早期発見、支援システム等による情報共有により、維持管理の迅速化・効率化、市民サービス向上、職員負担軽減等の成果があった。一方、市と受注者の役割分担の明確化、協力体制の構築、維持管理コストの最適化などの支援が課題であり、試行期間の実施状況を検証し改善を図る。

○道路施設等包括的民間管理業務については、実施状況や課題を検証し、道路の維持管理の効率化と迅速な修繕をさらに進め、市民サービスの向上に努められない、との意見。

○舗装修繕計画に基づき、当該年度に実施した舗装修繕工事の実績は。また、透水性舗装の活用状況は。

●舗装修繕計画に基づく工事は6件実施した。透水性舗装は、排水設備がない箇所などで採用した実績があるが、目詰まりや耐久性の課題から近年は積極的には実施しておらず、場所に応じ一部で実施

している。

○雨水各戸貯留・浸透施設設置補助金が前年度決算より減少しているが、その要因は。

●降雨の状況等により市民の設置意識が変動するものと捉えており、当該年度は浸透ます4件・10基、貯留タンク9件・9基の設置実績であった。

○土地利用検討支援業務委託について、当初予定していた業務内容から変更となった理由は。

●地権者の仮同意取得に向けた戸別訪問に想定以上の日数を要し、環境影響評価及び農林調整業務は年度内執行が見込めず減額した。一方、地権者協議会の勉強会資料作成等の支援を行い、事業への理解を深めた。

○住宅確保要配慮者を対象とする居住支援相談会の実績と、その後の支援状況は。

●当該年度は2回開催し10件の相談があった。9件は相談会で完結し、1件は不動産業者による物件あっせんを継続している。

○歩行者空間整備事業費補助金について、具体的な事業内容は。

●入間川商店街地区で、道路から一定距離を後退した部分をインターロッキング等で整備し、歩行者空間を創出する費用等に対して助成している。

○当該年度だけの事業か。

●平成5年から補助金を交付しており、これまで15件程度の申請がある。今回の申請は平成25年以来である。

○空き家対策に係る裁判所予納金について、件数と対象となった空き家の状況は。

●予納金を納付したものは、笹井、入間川、狭山台の空き家の計3件である。建物の損傷状況はそれぞれ異なるが、いずれも管理人が不在であったことから、管理人制度を活用したものである。

○空き家除却等に関する民間事業者との連携協定について、当該年度の実績と成果は。

●空き家の適正管理と利活用に関し、解体費用の概算をオンラインで確認できる仕組みを所有者へ案内できるようになった。各月アクセス件数の報告を受けており、連携する解体業者との契約により1件の除却が完了した。

○空家等除却補助金は増加傾向にあるが、需要をどのように分析しているか。

●空き家件数が増加する中、令和6年度に新設した除却補助制度は今後も必要な制度であると分析している。

○空家等除却補助金については、増加する空き家の状況や利用希望者の需要を的確に把握し、必要な予算を確保されたい、との意見。

○空き家の発生を未然に防ぐため、当該年度に実施した取組は。

●相続おしかけ講座等を開催し、空き家の発生抑制に向けた啓発を行った。

○空き家対策については、空き家の発生抑制に努めるとともに、所有者と利活用希望者をつなぐ仕組みを強化されたい、との意見。

○入曽駅周辺整備について、防災の観点からどのように評価しているか。また、従前課題であった局地的豪雨への対策はどのように改善されたか。

●東西自由通路等は耐震性を考慮して整備し、駅前広場の整備により公共空間も広く確保した。また、雨水管や貯留施設を整備したことにより、雨水対策は改善されていると考えている。

○入曽駅周辺整備事業について、まちびらきから1年を経た事業の評価は。

●駅前広場整備による混雑緩和や安全性の確保、複合型商業施設による生活利便性向上等の評価がある一方、改札までの距離、信号機設置、県道入曽停車場線側の柵の撤去などの意見も寄せられている。必要に応じ対応しつつ、施設の構造や安全性に関わる事項は事業目的を丁寧に説明して理解をお願いしている。

○まちびらき後に寄せられた交通安全上の要望に対し、どのような対応を行ったか。

●交差点で見づらいとの要望を受けカーブミラーを設置したほか、危険箇所では速度低下を促す路面標示を行った。

○入曽駅周辺については、まちびらき後の交通状況を踏まえ、交通安全対策の効果を検証し、安全性の確保と歩行者の回遊性の向上の両立に向け、必要な改善に取り組まれたい、との意見。

○狭山市駅加佐志線及び入間川入曽線整備事業の当該年度の進捗状況は。

●狭山市駅加佐志線は当該年度末で事業費ベース約90%、出来高ベース約85%である。入間川入曽線は用地取得が面積ベース約95%で、当該年度は交差点改良に伴う測量や交通量推計等を実施し、供用

に向けた警察協議の準備を進めた。

○都市計画道路については、早期供用に向け、引き続き計画的かつ着実に整備を進められたい、との意見。

○公園の維持管理について、当該年度はどのような取組を行ったか。

●除草作業を実施したほか、特に近年の倒木や枝折れによる事故を未然に防ぐための樹木の剪定・伐採に取り組んだ。

○屋外運動施設については、過去の要望指摘事項を踏まえ、未改善の箇所について計画的な改修・改善に取り組まれたい、との意見。

○智光山公園について、指定管理者による利用促進の取組をどのように評価しているか。

●キャンプ場で4月からデイキャンプを実施したほか、前山の池では水質改善のための機器を指定管理者が設置し、利用率向上を図っており、これらの取組については市として高く評価している。

○智光山公園管理事業費の設備修繕料及び公園施設等修繕工事費の主な内容は。

●智光山公園では木道及び管理事務所のエアコンを修繕した。公園施設等修繕工事では狭山台中央公園のトイレ新築工事、広瀬河川敷公園のロープウェイ遊具修繕を行った。

○市営住宅使用料の収入未済額について、発生要因とその後の対応は。

●家賃滞納によるもので、督促状、電話、戸別訪問等により生活状況を把握しながら納付指導を行っている。面談に応じない場合は連帯保証人への納付依頼等も行い、徴収に努めている。

○1年を超える長期滞納者の状況と、生活上の課題を抱える入居者への対応は。

●令和8年3月末時点で1年を超える長期滞納者は5名である。体調不良等により所得が途絶えた事例もあり、そのような場合は福祉部門への相談につなぎ、生活改善を図った上で滞納整理を進めている。

○市営住宅の入居待ちの状況について、希望が集中する住戸の特徴は。また、ファミリー向け住戸を単身者にも広げた実績や工夫は。

●エレベーターのある新しい団地や低層階の需要が高く、エレベーターのない4・5階は案内しても辞退される場合がある。柏団地、南柏団地、上河内団地は単身者も入居可能とし、希望団地以外に空

きが出た場合は個別に案内することもある。

○利用者の要望に応えられるよう、今後の住環境の改善を模索されたい、との意見。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。

要望指摘事項

1. 狭山市廃棄物減量等推進員制度については、現行制度の課題を検証し、市民が広く参加できるごみ減量推進事業となるよう取り組まれない。
2. 近年の局地的な大雨等による内水氾濫に備えるため、道路整備における雨水の流出抑制・浸透機能の確保を検討するとともに、雨水貯留・浸透施設設置補助制度の周知と利用促進を図るなど、雨水対策の充実に取り組まれない。
3. 住宅確保要配慮者への居住支援については、関係機関との連携を強化し、居住支援協議会の設置に向けて取り組まれない。

議案第70号 令和7年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第71号 令和7年度狭山市水道事業会計決算認定について

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。

議案第72号 令和7年度狭山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第73号 令和7年度狭山市下水道事業会計決算認定について

○経費回収率が前年度比6.54ポイント減の87.75%となり、100%を下回ったことをどのように受け止めているか。

●主な要因は県の維持管理負担金の値上げであり、これに対応して10月に下水道使用料を改定することから、次年度は当該年度より高い経費回収率になると想定している。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。